

正

(土地区画整理法関係)

許 可 申 請 書

調布市長様

年 月 日

申請者 住所

氏名

土地区画整理法第76条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	建築物の敷地の所在及び地番		従前地・仮換地
2	建築物の構造		
3	建築行為の種別	新築・増築・改築・その他()	
4	敷地面積	m ²	建築面積
			m ² 延べ面積
			m ²
5	工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日
			年 月 日
事業の種別	土地区画整理事業		

(保存)				年 月 日 許可 第 号							
起案	年 月 日	決定	年 月 日	施行	年 月 日						
あて先				発信者							
本件については、土地区画整理法第76条第1項の規定により許可する。											
係	審査係長	構造担当係長	構造設備監察係長	管理係長	担当課長補佐	課長補佐	課長	副参事	次長	参事	部長
記載欄					経過欄	年 月 日	公印照合		押印		
						年 月 日					
					条件欄						
受付欄											

許 可 書

申請者 _____

年 月 日付で申請のあった _____ に
ついては、土地区画整理法第76条第1項の規定
により、下記のとおり許可する。

年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹

記

- 敷地の位置
- 構造
- 建築行為の種別
- 敷地面積
- 建築面積
- 延べ面積
- 条 件

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、調布市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、調布市を被告として（訴訟において調布市を代表する者は調布市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。